

実績報告書ポイントチェック表

《書類作成時の注意点》

○消せるボールペンの使用は認められません。

○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。

○ご提出いただいた書類はお返しできません。

○ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

【共通】

《作成のポイント》	確認
物価高騰対策LED照明器具導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）	
機器設置場所の住所について、申請時の情報から変更はありませんか。	
補助金の振込先口座情報は、事業者名義（個人事業主の場合は代表者氏名）になっていますか。 ※補助対象事業者以外への振込はできません。	
補助対象機器の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し（領収書又は支払い証明書）	
日付、宛名、販売者名が明記しており、支払いが終了していることを確認できますか。	
宛名は申請した事業者名義ですか。	
銀行振込等で領収書及び支払い証明書の添付が難しい場合は振込日、振込相手先、振込金額及び振込依頼人（申請者と同一）が明記されている振込明細書等をご用意ください。	
支払い額の内訳が明記されている明細書等の写し	
本体価格、工事費、処分費、消費税及び地方消費税額等の内訳は明記されていますか。 ※補助対象と補助対象外の支払いが混在している場合はそれらが区別できる必要があります。	
補助対象機器の設置状態を示す写真（工事後の該当箇所のカラー写真）	
交付申請の際に添付した設計図面及び改修する照明器具一覧表（様式第2号）と照合ができるよう、付けた番号を工事後の該当箇所へ記載してありますか。	
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさと印刷されたものですか。	
納税証明請求書兼証明書	
納税証明請求書兼証明書は実績報告書を提出する日から1か月以内に発行されたものとなっていますか。 ※納税証明請求書兼証明書の発行手続に伴う注意事項を以下にまとめています。事前にご確認ください。	
所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日 9 時 30 分～川越市役所窓口受付時間（午後 4 時 30 分）までとなります。受付時間終了後及び土曜日は発行できません。	
納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書等の提示を要する場合がありますので、領収書又は記帳した通帳を持参してください。	
代表者以外の代理の方が取得する際には、 <u>所定の納税証明書用の委任状</u> の提出及び代理の方の <u>公的な身分証明書</u> の提示が必要です。	
納税証明書の申請において、川越市内に支店があっても本社に納税義務がある場合は、本社から申請してください。詳しくは収税課へご確認ください。	

※提出は環境政策課窓口（市役所5階）へ直接お持ちいただくか、郵送（簡易書留又はレターパックプラス）にてご提出をお願いします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

【お問い合わせ】

川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当

〒350-8601 川越市元町 1-3-1

電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800

電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp （メール送信の際は★を@に置き換えてください。）